

委員会提出議案第9号

東日本大震災・原発事故からの早期の復旧・復興及び
被災地支援の拡充と継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項
の規定により提出いたします。

平成25年12月18日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

東日本大震災及び原発事故対策調査
特別委員長 志 賀 稔 宗

東日本大震災・原発事故からの早期の復旧・復興及び被災地支援
の拡充と継続を求める意見書（案）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から2年9カ月が過ぎました。この間、国等の関係機関や復旧・復興に携わる多くの方々の尽力により、本市においても徐々にではありますが復旧・復興の進捗が感じられます。

しかしながら、福島第一原子力発電所4号機では、ようやく使用済み核燃料の取り出し作業が開始されるなど、原発事故収束への取り組みはその途についたばかりであり、いまだ1万4千人を超える南相馬市民が放射線による健康被害を恐れ市外へ避難しています。

さらには風評被害の影響も計り知れないほど大きく、我々南相馬市民はすべての面においてマイナスからのスタートを余儀なくされています。

このような中で、南相馬市民が自信を取り戻し、誇りを持って生活が送れるようにするためには、行い得るすべての行政サービスにおいて従前以上のものを提供することで復興を成し遂げなければなりません。

つきましては、震災前の安心・安全な生活を早期に取り戻し、さらには被災地市民の負担軽減を図るため、下記事項について実現されますよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

記

- (1) 国内外の英知を結集し、原発事故の早期収束に全力を尽くすこと。
- (2) 市内の除染については、年間の追加被曝線量の目標1ミリシーベルト以下を堅持し、速やかに達成すること。
- (3) 南相馬市内における福島第一原子力発電所から30km圏外の地域においても、高速道路の無料化措置及び国民健康保険税・介護保険料の減免と医療費・介護サービスの一部負担金の減免措置が受けられるよう対象範囲を拡大すること。
- (4) 平成26年3月31日までとされている現行の高速道路無料化措置を、市民が安心して帰還できる環境が整うまで延長すること。
- (5) 国民健康保険税・介護保険料の減免と医療費・介護サービスの一部負担金減免を継続すること。
- (6) 本市の復興に際し、従前以上の行政サービスを提供するために必要な応分の財政措置を講ずること。

平成25年12月18日

福島県南相馬市議会議長 平 田 武

内閣総理大臣 様
財務大臣 様

厚生労働大臣 様

国土交通大臣 様

環境大臣 様

復興大臣 様